

令和3年第1回

福岡地区水道企業団議定会議録  
(定例会)

令和3年 2月1日(開会)  
2月2日(閉会)



# 令和3年第1回定例会目次

2月1日（月曜日）第1日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（14名）	1
欠席議員（1名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後2時30分）	
○仮議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○報告	2
○挨拶	
江上 隆行	2
○報告	2
休憩（午後2時32分）	3
開議（午後2時46分）	3
○議席の決定の件	3
○会期決定の件	3
○議案第1号ないし議案第3号	
挨拶	
企業長（中村 貴久）	3
提案理由の説明	
副企業長（曾根田 秀明）	4
質疑及び答弁	
7番（堀内 徹夫）	6
総務部長（池見 雅彦）	8
施設部長（宮崎 幸雄）	9
7番（堀内 徹夫）	9
総務部長（池見 雅彦）	12
施設部長（宮崎 幸雄）	13
7番（堀内 徹夫）	14
企業長（中村 貴久）	16
条例予算特別委員会の設置・付託	17
散会（午後3時43分）	17

# 令和3年第1回定例会目次

2月2日（火曜日）第2日

ページ

議事日程	18
本日の会議に付した事件	18
出席議員（15名）	18
欠席議員（0名）	18
説明のため出席した者	18
職務のため出席した事務局職員	19
開議（午後1時00分）	
○議案第1号ないし議案第3号	
委員長報告	
条例予算特別委員会委員長（藤本 顕憲）	19
採決	19
○議長辞職の件	
採決	20
○退任挨拶	
1番（伊藤 嘉人）	20
○議長選挙	21
○就任挨拶	
議長（高木 勝利）	21
閉会（午後1時11分）	22
委員会審査報告書	23

( 第 1 日 )

令和 3 年 2 月 1 日 ( 月 )

令和 3 年 第 1 回 福岡 地区 水道 企業 団 議会 定 例会

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

2 月 1 日 午後 2 時 3 0 分 開 議

第 1 議 席 の 決 定 の 件

第 2 会 期 決 定 の 件

第 3 議 案 第 1 号 令 和 2 年 度 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 補 正 予 算 案

第 4 議 案 第 2 号 令 和 3 年 度 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 予 算 案

第 5 議 案 第 3 号 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部  
を 改 正 す る 条 例 案

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 1 日 程 第 1
- 2 日 程 第 2
- 3 日 程 第 3 な い し 日 程 第 5

出 席 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	あき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	し	んすけ
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	顕	憲
9 番	森		あ	やこ
10 番	高	原	良	視
12 番	松	山	力	弥
13 番	牧	野	真	紀子
14 番	江	上	隆	行
15 番	田	原	耕	一

---

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 1 番 江 頭 大 助

---

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	曾 根 田 秀 明
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	御 幡 弘 信
書 記	一ノ瀬 明 子

---

午後 2 時 30 分 開会

○議長 (伊藤 嘉人) ただいまから令和 3 年第 1 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議員に就任された江上隆行議員の仮議席を指定いたします。

ただいま、御着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員に藤本顕憲議員、高原良視議員を指名いたします。

日程に入るに先立ち、この際、報告いたします。

昨年 10 月、花田鷹人議員が任期満了のため退任され、新たに令和 2 年 11 月 13 日付で宗像地区事務組合の江上隆行議員が当企業団議会議員に就任されております。

ここで、御挨拶をお受けいたします。江上隆行議員。

○江上 隆行議員 ただいま御紹介に預かりました宗像地区事務組合議会から参りました江上隆行と申します。

甚だ微力ではございますが、議員の皆様をはじめ、関係各位の御指導、御鞭撻を頂戴しながら、福岡都市圏の水道用水を安全かつ安定的に供給するという重要な使命を果たしてまいりたいと思っておりますし、議員としての職責を全うしたい、果たしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で御挨拶といたします。(拍手)

○議長 (伊藤 嘉人) ありがとうございます。

次に、報告第 1 号として、令和 2 年度定期監査結果報告書が監査委員から提出され

---

ましたので、その写しを、去る1月25日、お手元に送付いたしております。

以上で報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

( 休 憩 )

午後2時46分 開議

○議長（伊藤 嘉人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今回議員となられました江上隆行議員の議席を14番議席と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から明2日までの2日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

次に、日程第3ないし日程第5、以上3件を一括して議題といたします。

まず、企業長から御挨拶があります。中村企業長。

○企業長（中村 貴久） 登壇 企業長の中村でございます。

議員の皆様におかれましては、平素から私ども福岡地区水道企業団の事業運営に当たりまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、コロナウイルスについて触れさせていただきます。

現在、県下におきまして2回目の緊急事態宣言が発令されており、私ども企業団としましても、感染防止対策の様々な取組を展開しております。そうした中、今議会におきましても、必要な対応をいろんな形で取ってまいりたいと考えております。議員の皆様には御不便をおかけすることになりますが、何とぞ御理解を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、五ヶ山ダムについてでございます。

五ヶ山ダムにつきましては、さきの議会におきまして、県の御協力の下、ダムの運用開始を先取りする形で用水供給を開始した旨、御報告を差し上げておりましたが、

今般、正式な運用開始の運びになりました。

これをおもひまして、私ども企業団が長年取り組んでまいりました水源開発が了を見たところでございます。これもひとえに議員の皆様の方強い御支援と御鞭撻のたまものと職員一同感謝を申し上げたいと思います。

私ども企業団は、都市圏の皆様の方に安全で良質な水道用水を安定的に供給することを目的に、効率的な事業運営に努め、着実に事業推進を図ってまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号から議案第3号までの提案理由について、副企業長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤 嘉人） 続きまして、提案理由の説明を求めます。曾根田副企業長。

○副企業長（曾根田 秀明） それでは、議案第1号から議案第3号につきまして、提案理由を一括して御説明させていただきます。

お手元の議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号は、令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案についてでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、五ヶ山ダムの供用開始を令和2年4月1日からと見込んで予算を編成しておりましたが、供用開始が令和2年7月30日からとなったことにより、第2項の年間総供給水量を9,056万7,000立方メートル余に、第3項の一日平均供給水量を24万8,000立方メートル余に改め、また、五ヶ山ダムに係る管理負担金の追加により、第4項、設備費の事業費を32億3,242万円余に改めるものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款、水道用水供給事業収益は、五ヶ山ダムに係る給水収益及び長期前受金戻入の減により、6,331万円余の減額補正を行うもので、支出の第1款、水道用水供給事業費用は、海水淡水化センターの生産水量の減に伴う動力費等の減、五ヶ山ダムに係る管理負担金等の減、及び減価償却費の減などにより、2億6,286万円余の減額補正を行うものでございます。

2ページをお開き願います。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款、資本的収入は、筑後大堰建設費負担金の返還に伴う構成団体出資金の減により、2,791万円余の減額補正を行うもので、支出の第1款、資本的支出は、五ヶ山ダムに係る管理負担金の追加により、738万円の追加補正を行うものでございます。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、60億3,720万円余



となりますが、これにつきましては損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

続きまして、右のページをお願いいたします。

議案第 2 号は、令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案についてでございます。

まず、第 2 条、業務の予定量でございます。

第 1 項. 用水供給先につきましては、これまでと同様、記載のとおり 6 市 6 町 1 企業団 1 事務組合となっております。

第 2 項. 年間総供給水量は、9,145 万 6,000 立方メートル余、第 3 項. 一日平均供給水量は、25 万立方メートル余を予定しております。

第 4 項. 主要な建設改良事業といたしまして、設備費の事業費 31 億 6,119 万円余を計上いたしております。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款. 水道用水供給事業収益は、127 億 264 万円余で、これは給水収益などの営業収益、構成団体からの補助金や水質検査の受託収益などの営業外収益、及び特別利益でございます。

支出の第 1 款. 水道用水供給事業費用は、116 億 569 万円で、取水・浄水・送水に係る維持管理経費や減価償却費等の営業費用、企業債や水資源機構への割賦負担金に対する支払利息などの営業外費用、特別損失及び予備費でございます。

2 ページをお開き願います。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款. 資本的収入は、13 億 7,885 万円余で、国庫補助金、構成団体からの出資金などでございます。

支出の第 1 款. 資本的支出は、76 億 8,683 万円余で、設備費、償還金などでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、63 億 797 万円余となりますが、これにつきましては、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

第 5 条は、債務負担行為でございます。

債務負担行為をお願いする事項は、管路整備事業で、期間は令和 4 年度、限度額は、合計で 7 億 2,000 万円でございます。

右側の 3 ページをお願いいたします。

第 6 条から第 8 条につきましては、一時借入金の限度額や予定支出の各項の経費の

---

金額の流用について定めるとともに、構成団体からの補助金の額について記載しております。

以上が令和3年度予算案でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第3号は福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

これは、地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、条例において引用している地方自治法の条文が繰り下がったことにより、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤 嘉人） これより質疑に入ります。

発言通告者に質疑を許します。堀内 徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫）登壇 私は、福岡市議会で日本共産党所属の堀内 徹夫でございます。

本議会に提案されています議案第2号 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案について、第1に、コロナ禍の緊急対策として、構成団体への用水供給料金について、第2に、海水淡水化センターについてただしてまいります。

質問の第1は、コロナ禍の緊急対応として、構成団体への用水供給料金についてです。

予算案の収益的収支の中で、各構成団体に対して基本料金の減免措置を行うとされています。これは、五ヶ山ダムの供用開始によるものであり、コロナ対策ではありません。

今、「緊急事態宣言」が再発令される情勢の下で、本議会においても、新型コロナから住民の命と暮らしを守り抜くことが最重要課題だと考えます。

福岡都市圏では、多くの住民が人と人との接触を減らし、新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるために、昨年からの外出自粛の呼びかけにこたえて、生活や営業で水を使うことが増えております。実際に福岡市水道局の資料では、昨年3月から12月までの福岡市の家事用料金収入は、8億7,589万円も家庭からの支出が増えております。一方、自営業者も大変です。居酒屋を営むある方は、「夜が稼ぎどきなのに、客は来ないで、1日6万円頂いても家賃や水道代で消える」と言われています。

そこで、お尋ねいたしますが、コロナ禍で福岡都市圏の住民も業者も水道を使う量が増え、水道料金の負担が重たくなっているのではないかと思います。福岡地区水

道企業団の御所見をお伺いいたします。

次に、構成団体との関係についてです。

今、コロナ禍の下で、住民の生活も自営業者の経営も厳しいわけですが、地方自治体の財政も厳しくなってきました。そういう中で、福岡地区水道企業団の構成団体では、太宰府市、志免町、久山町が水道料金の減免を行い、住民サービスをしています。そこには、住民に寄り添った地方自治体ならではの姿勢があると思います。

厚生労働省が昨年12月15日時点で、全国約1,300の水道事業者にアンケートをしたところ、コロナ禍の支援策として、これまでに減免したか現在も減免を続けているのは483事業者であり、昨年5月下旬から約2.7倍に増加しており、今後実施するとした事業者も15事業者あったとのことでした。

水道は自治体の公営事業のため、首長の判断で料金の減免がしやすく、そのため、一般家庭や飲食店など個人事業主への支援策として拡大していることが報じられています。大都市の事業者でも、大阪市、名古屋市、仙台市と神奈川県営水道の計4事業者が減免を実施しています。

福岡地区水道企業団では、「水道ビジョン2018」で、「企業団と構成団体とが課題を共有し、連携して解決」することを施策目標として掲げられています。構成団体が水道料金の減免を行う、この動きを広げることこそ、企業団の積極的関与と言えるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたしますが、コロナ禍の中で構成団体の用水供給料金の減免について、福岡地区水道企業団として検討された経緯があるのかないか、明確な答弁を求めます。

次に、コロナ禍の下での構成団体への用水供給料金についてです。

昨年の第2回議会で、私が料金の減免についてただしたのに対し、用水供給料金の減免は施設の改良更新の遅れなどが懸念され、将来に大きな負担を残すから実施しないと答弁されました。私は将来に大きな負担を残すようなことをやるべきだなんて主張をしておりません。今、コロナ禍の下で、福岡地区水道企業団の財政収支計画の下で検討できないかと言っているのです。

そこで、お尋ねいたしますが、過去5年間の当初予算と決算に係る純利益の推移について、また、その差額について、答弁を求めます。

あわせて、その利益は何に使ってきたのか、答弁を求めます。

質問の第2は、海水淡水化センターについてです。

予算案の中では、海水淡水化センターの設備更新の方向性を踏まえ、更新工事の基本設計に1,840万円の予算案が提案されています。

そこで、海水淡水化センターの現状と設備更新の方向性についてただしてまいります。

海水淡水化センターは、渇水対策を名目に、大企業の仕事づくりとして、総事業費約408億円を投じて、日量最大5万立方メートルの過大施設を整備、供用したものです。

1点目は、海水淡水化センターに係る費用についてお尋ねしていきます。

まず、お尋ねいたしますが、海水淡水化センターに係る維持管理費は来年度予算で総額幾らなのか、答弁を求めます。

次に、給水原価について、海水淡水化センター分の予算は幾らで立てているのか、海水淡水化センター以外の給水原価は幾らなのか、答弁を求めます。

また、供給単価は幾らですか。答弁を求めます。

さらに、海水淡水化センターの年間生産水量は幾らか、答弁を求めます。

あわせて、海水淡水化センターの長期財政収支見通しによる施設更新の計画概要と事業総額について、答弁を求めます。

2点目として、五ヶ山ダムもでき、供用を開始した中で迎える新年度の福岡地区水道企業団の一日最大供給水量と一日最大施設能力はそれぞれ幾らになるのか、答弁を求めます。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席より行わせていただきます。

○議長（伊藤 嘉人） 池見総務部長。

○総務部長（池見 雅彦） 私から、コロナ禍における用水供給料金及び海水淡水化センターの維持管理費等についてお答えをいたします。

まず、コロナ禍での市民、事業者の皆様のお負担につきましては、昨年からのコロナ禍におきまして、市民、事業者の皆様が大変な御負担を強いられている状況であると認識をいたしております。

福岡県では緊急事態宣言が再発令されており、感染拡大防止に向けて、市民、事業者、行政など地域が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

次に、コロナ禍での用水供給料金の減免につきましては、当企業団では、今後も福岡導水施設や管路の耐震化、さらには海水淡水化センター、牛頸浄水場などの改良・更新に多額の費用を必要としており、用水供給料金の減免については検討いたしておりません。

次に、過去5年間の当初予算と決算における純利益及びその差額につきましては、平成27年度は当初予算が8,700万円余の赤字、決算が5億6,200万円余の黒字で、その差額は6億5,000万円余。

平成28年度は当初予算が5億6,700万円余、決算が13億3,000万円余の黒字で、差額

は7億6,200万円余。

平成29年度は当初予算が5億5,900万円余、決算が11億6,600万円余の黒字で、差額は6億600万円余。

平成30年度は当初予算が9億2,100万円余、決算が16億4,400万円余の黒字で、差額は7億2,200万円余。

令和元年度は当初予算が9億900万円余、決算が13億9,000万円余の黒字で、差額は4億8,000万円余でございます。

次に、純利益を何に使ってきたのかとのお尋ねでございますが、純利益は翌年度以降の施設整備費や企業債の償還などの財源といたしております。

次に、海水淡水化センターの令和3年度予算におけます維持管理費につきましては、多々良・下原混合施設負担金を含めて、税抜きで17億9,400万円余でございます。

次に、海水淡水化センターの令和3年度予算におけます給水原価につきましては、1立方メートル当たり238円80銭で、海水淡水化センター以外の給水原価は、1立方メートル当たり91円39銭でございます。

供給単価につきましては、当企業団の水源は、筑後川水系、多々良川水系、那珂川水系及び海水淡水化施設を有しており、これら多様な水源を区別せずに一体的な運用を図るとともに、収支についても一体的に管理をいたしております。

このため、令和3年度予算における当企業団の構成団体への供給単価は、1立方メートル当たり113円76銭でございます。

また、海水淡水化センターの年間供給水量は、1,082万立方メートルを見込んでおります。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） 次に、設備更新計画の概要及び事業費の総額についてのお尋ねでございますが、設備更新の概要については、更新時期を迎える機械・電気設備等の更新を行うものであり、事業費については、長期財政収支見通し2018では、令和7年度から令和9年度までの3か年で、153億円と見込んでおります。

次に、福岡地区水道企業団の一日最大供給水量及び一日最大施設能力についてのお尋ねでございますが、一日最大供給水量につきましては、26万8,100立方メートル、一日最大施設能力につきましては、31万2,800立方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 堀内 徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 2問目に入ります。

コロナ禍で、福岡都市圏の住民も業者も水道を使う量が増え、水道料金の負担が重たくなっているのではないかとお尋ねしたところ、大変な負担を強いているというお答えでした。その言葉をやっぱり文字どおり予算にも反映してもらわないといけないというのが私の質問の趣旨でございます。

水道法第1条では、「低廉な水の供給を図」って、「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を定めています。水道にはお金がかかるわけで、その「低廉」とは、徹底的に安くすればいいというものではないことは常識の範疇です。しかし、現実には、コロナ禍の下、手洗い、消毒を推奨され、住民や水を多く使う事業者の水使用量は大きくなり、出費過多となっていて、目の前に困っている人がおられるわけです。だから、構成団体の中には水道料金の引下げに動いた自治体が出てきているわけです。そういう自治体と課題を共有し、連携して解決するとうたっている福岡地区水道企業団の施設目標でしょうというふうに尋ねたんですが、構成団体の用水供給料金の減免については検討した経緯はないという冷たい答弁でした。もしも蛇口を利用する住民の声を聞かない姿勢であるならば、日本国憲法と水道法に基づく水道事業はできません。人の健康に関わる厚生労働省管轄の水道事業として運営されなければなりません。

そこで、過去5年間の当初予算と決算に係る純利益の推移について、また、その差額についてお尋ねしたところ、先ほどずっと数字を言われましたが、毎年当初予算を大きく上回って純利益が出ていることが答弁で分かりました。ほぼ毎年数億円規模で予算額を大きく上回る純利益が出ており、5年間の総額は、先ほどの答弁を足し合わせますと、32億2,419万円にも及びます。そのお金は何に使っているのかとお尋ねしたところ、減債積立金などとしているという答弁でございました。つまり、借金を計画より余計返しているということです。

頂いた説明資料2の34ページの下段に、企業債等残高及び年度末資金残高の推移という棒グラフがあります。青が計画の残高で、ピンクが決算または予算です。125億円の借金が残るところまで減らすという計画なのに、新年度の予算では117億円まで減らす予算案が今回提案をされております。差引き7億2,863万円も計画より余計に返す予算案です。その内訳がグラフの下に米印で記載されています。企業債の残高はぴったり金額どおりですが、国営事業等償還金のほうで7億円余のお金を余計に返していく計画です。その中身は、福岡導水の企業分の割賦で返していくということですが、計画どおりに予定金額だけを返しても、誰にも迷惑はかけないわけです。その余計に返している分を、今日、コロナ対策として福岡地区水道企業団として使うことを検討することは当然のことじゃないでしょうか。

地方公営企業法第3条には、経営の基本原則が書かれています。「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と。あなた方の言うところの将来に大きな負担を残すから実施しないというのは、経済性の発揮だけです。したがって、公共の福祉を増進するように運営されなければならないという法律の経営の基本原則から見ても、計画以上に余計返している国営事業等償還金を構成団体の料金減免に充てるべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

次に、海水淡水化センターについてです。

海水淡水化センターに係る維持管理費の来年度の予算は、総額17億9,456万円ということでした。では、それだけの予算を注ぎ込んで生産した水で、幾らの収入を得ているのか。来年度の予算の供給単価は113円76銭という答弁でしたから、これに海水淡水化センターの年間生産水量である1,082万7,000立方メートルを掛け合わせますと、12億3,103万円となります。これが海水淡水化センターの水の売上げということになります。先ほどの維持管理費の17億9,456万円から売上げの12億3,103万円を引くと、海水淡水化センターは5億6,353万円の赤字が前提の来年度予算案ということになります。

次に、1立方メートル当たりの給水原価についてですが、海水淡水化センターの水は来年度予算案では238円80銭で、海水淡水化センター以外の給水原価は91円39銭ということでしたから、これを比較いたしますと、1立方メートル当たり147円41銭も高いんです。実に2.6倍です。

過去3年間の給水原価を、海水淡水化センターとそれ以外で比較してみますと、2017年は3.6倍、2018年は4.7倍、2019年が4.2倍となっていますから、この傾向でいえば、来年度の決算額では予算を大きく上回ってくる傾向だと想像できます。一方で、海水淡水化センターがもしなくなれば、給水原価91円39銭前後の水が福岡地区水道企業団から各構成団体に行き渡ることとなります。

このように、海水淡水化センターは動かせば動かすだけ赤字となる施設であり、人口急増で都市開発を次々と進めている福岡市のための保険のような施設です。なぜ必要なのかと聞けば、この間の答弁では、協定水量を安定的に供給するためだと繰り返してお答えになる。もう水は要らないと思っている構成団体にも、今から40年も前に結んだ昔の協定書をよりどころにして、福岡市のために海水淡水化センターで水を生産したことによる高い料金の水を、渴水を理由にして福岡地区水道企業団は、余っているのとため息をついて困っている構成団体に押しつけている、これがこの構図です。

そこで、お尋ねいたしますが、2001年と比較して、構成団体の企業団受水割合が2倍以上になっている団体について、2001年と2018年のそれぞれの受水割合を答弁して

ください。

しかも問題なのは、大山ダム、五ヶ山ダムまで造って水源開発したのに、その水が不安定だからといって、この海水淡水化センターを日量5万トンで更新する計画を進めている問題です。先ほどの答弁では、施設更新の計画概要について、必要な施設なので、日量5万トンの更新を前提で進めている旨の答弁をされましたし、何かといえば筑後川の10年に1回規模の渇水に対応するなど強弁をされてきました。

総事業費153億円だと言われます。昨年の本会議で取り上げましたとおり、この海水淡水化センターは、九州電力、日水コン、メタウォーター、東洋紡などが関わっている大型開発の構図です。そのために、福岡地区水道企業団としてできるだけ運用しないほうが経営的にはいいことを繰り返しお認めになっている面もある施設で、わざわざ更新しなければならないということが理解できません。

そこで、五ヶ山ダムもでき、日量1万トンの供給を開始した中で迎える新年度の開発水量をお尋ねしたところ、福岡地区水道企業団の一日最大供給水量は26万8,100立方メートル、一日最大施設能力は31万2,800立方メートルという答弁でした。

2023年度から次期財政収支計画策定の中で、この根拠となっている各構成団体の配分量を丁寧に改めて検討し直せば、安定供給水量までは要らないという構成団体が出てくると思われれます。そういう構成団体の合計で日量1万立方メートル以上のカットができれば、五ヶ山と合わせて新規で2万立方メートルが削減できます。これまで平均日量2万立方メートルの生産をやっている海水淡水化センターを止めても、水は安定的に供給できるというのが計算上読み取れるわけです。これが先ほどからの答弁から読み取れる今の渇水の状況です。

次に、福岡地区水道企業団の長期財政見通しの点から、海水淡水化センターの存在を見るためにお尋ねいたします。

海水淡水化センターの設備更新の153億円は、2025年から2027年に事業費として支出されることが計画されています。まず、海水淡水化センターを更新する場合と更新しない場合と、それぞれ企業債等残高対給水収益比率の年度推移はどうなるのか、答弁を求めます。

また、長期計画では153億円の設備更新は3か年で行うことになっています。同計画では、この時期に水道企業団は借入れを行うとされています。

そこで、お尋ねいたしますが、長期計画においては借入額は年度ごとに幾ら借入れを行い、総額借入れは幾らになるのか、答弁を求めます。

以上で2問目を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 池見総務部長。

---



---

○総務部長（池見 雅彦） 私から、コロナ禍における用水供給料金及び企業債に対するお尋ねについてお答えをいたします。

まず、国営事業等償還金を計画以上に償還している部分を用水供給料金の減免に充てるべきではないかとお尋ねでございますが、国営事業等償還金を計画以上に償還しているのは、支払利息の軽減を目的として、国営事業等償還金の繰上償還を行っていることによるものであり、また、純利益につきましても、翌年度以降の施設整備費や企業債等の償還の財源といたしております。

このため、用水供給料金の減免につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、今後の施設整備費に多額の費用を必要といたしておりますので、検討はいたしておりません。

次に、給水収益に対する企業債等残高の比率の年度ごとの傾向につきましては、長期財政収支見通し2018では、令和元年度の186%から減少傾向にあり、令和7年度には34.9%、令和8年度と9年度に海水淡水化センターの設備更新のために企業債の借入れを行うため、令和8年度に54.2%、令和9年度には88.6%となり、令和10年度からは再び減少傾向に転じるものと見込んでおります。

なお、海水淡水化センターは、福岡都市圏に安定的に協定水量を供給するために必要な施設であるため、設備更新を行わない場合の試算は行っておりません。

次に、令和9年度までの企業債の借入額につきましては、長期財政収支見通し2018では、海水淡水化センターの設備更新を令和7年度から令和9年度までの3か年で更新する予定としており、令和8年度に29億円を、令和9年度に44億円を借り入れる計画としております。

なお、今議会において御報告いたしますが、海水淡水化センターの設備更新につきましては、更新時期を迎えた機器ごとに平準化を図りながら進めていく考えであり、企業債の借入計画を含む収支見通しにつきましては、改めて検討をいたしてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） 次に、構成団体の福岡地区水道企業団受水割合について、平成13年度から平成30年度を比較して2倍以上になっている団体の構成比についてのお尋ねでございますが、当企業団が供給している14団体のうち、受水割合が2倍以上となっている構成団体は10団体あり、それぞれの平成13年度と平成30年度の受水割合については、筑紫野市は23.4%が51.9%に、太宰府市は26.2%が68.6%に、春日那珂川水道企業団は15.1%が40.2%に、古賀市は21.4%が55.9%に、宇美町は18.9%が

---

80.4%に、志免町は21.3%が51.6%に、須恵町は18.6%が61.0%に、篠栗町は15.3%が55.8%に、新宮町は32.1%が65.0%に、糸島市は25.8%が73.9%になっております。以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 堀内 徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 計画以上に余計返している借金分を、コロナ禍の中で緊急施策として構成団体の料金減免に充てるべきではないかとお尋ねしてきたんですけど、部長の答弁は経済性の発揮だけのお答えとしか聞きようがなかったです。

水は商品ではありません。その答弁からは、全く公共の福祉の増進がない運営となっていると言わなければなりません。

地方公営企業は、効率的経営と福祉の増進のバランスの中で運営されなければなりません。世界中でコロナ禍の下、人類が力を合わせて乗り越えようとしているときに、コロナの「コ」の字もない福岡地区水道企業団の予算案に賛成できるはずがありません。

決算議会でも紹介しましたが、福岡市水道局に用水供給料金の減免を要求すべきだとただしたところ、「福岡地区水道企業団が独自に判断されること」と言っているわけですから、企業団がコロナ対策で大変でしょうから、そのために構成団体に対して来年度予算で減免を実施しますと言えば、福岡市をはじめとした各自治体も減免せざるを得なくなり、それは都市圏全体にも波及していくことになるでしょう。それは住民にとって、水道事業者が福祉の心を持った組織だということになり、水道事業に住民の声が届き、そのことが地域住民の参加する福祉の位置づけある各構成団体の水道となると私は思います。

この問題の最後に、企業長に改めてお尋ねいたします。

コロナ対策としての構成団体の用水供給料金の減免を実施すべきと思いますが、明確な答弁を求めます。

次に、コロナ禍の対応について、一方で、今、経済性の発揮に終始されてきた答弁を紹介しましたが、一方で、海水淡水化センターについては、企業債等残高対給水収益比率の年度推移がどうなるかと聞いたら、設備更新しない場合は検討していない旨の答えでした。こちらでは経済性の発揮は全く検討することもなく、渇水が心配だからと設備更新を続ける姿勢なんですね。その結果、何が起きているのか。先ほど各構成団体の比率の数字を挙げてもらいました。それを見て分かることは何かというと、各構成団体の福岡地区水道企業団受水割合がどんどん増えて大きくなっていていくんです。

先ほどの数字は、2018年の海水淡水化センターが本格稼働を開始した2001年を比較

してもらったんですね。14の構成団体中、福岡市と宗像地区事務組合を除く12の構成団体の企業団受水割合が増加しております。そのうち10の構成団体は、何と2001年との比較で2倍以上になっているというのは先ほどの報告の中で分かりました。

その中で、割合の高いほうから順番に言っていきますと、宇美町は2018年と2001年を比較すると、何と4.25倍も福岡地区水道企業団からの水を受水しており、2001年には81.1%もあった自己水源は、とうとう2018年には19.6%となっています。同様のことが各自治体に起こっています。続いて、篠栗町は3.65倍、須恵町は3.28倍、糸島市は2.86倍、太宰府市は2.62倍、古賀市は2.61倍、志免町は2.42倍になっており、それぞれ自己水源が大きく減少しているんです。福岡市は全然変わらないんです。この傾向を、「水道ビジョン2018」では、「信頼関係の継続、連携強化」などの課題があるとしていますが、それは間違っています。この状況は、それまで管理していた各構成団体の自己水源を放棄して、余っている水の調整を行っていることを示しており、水源開発を進めさせた福岡市の都市開発の基盤づくりのために、都市圏の構成団体に余計な高い水を押しつけていることを福岡地区水道企業団が行っていることを示すものです。

さらに、長期計画では、2年間で総額73億円の借入れを行うと答弁されました。このことにより、低下傾向にあるけれども、海水淡水化施設の更新があって一旦上がるということも数字の上ではお認めになった。これは全て、人口が増え続けている状況の中での執行であり、福岡市のための水づくりです。その結果、急激に減らしてきた借金は、一気に上昇し、また長期にわたり返済を余儀なくされることが答弁で明らかになりました。それらのことから、持続可能な水道事業を目指すために、以下3点の指摘を行いたいと思います。

1点目は、福岡地区水道企業団が福岡市の都市膨張政策のために、周辺の自治体を巻き込みながら高い水を配る役割を担ってきていることです。ダムと海水淡水化センターに頼る体質を維持しようとしています。しかし、これは水循環基本法に反しています。水循環基本法は、その前文で次のようにうたっています。「水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、または回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である」、こううたっています。

福岡市は、1級河川のない地方都市です。それなのに、東京をバックアップしますと、身の丈に合わない都市開発を押し進めてきました。その原動力になったのが、福岡地区水道企業団の無理な水源開発です。健全な水循環を壊していると言っても過言ではありません。

2点目は、実際に福岡地区水道企業団が高い水を押しつけたことに対して、各構成団体の企業団受水割合が高まっていること、すなわち自己水源比率が低下していることです。先ほど2001年と2018年の数字で指摘したように、この比率は海水淡水化センターの運用開始と軌を一にしており、その存在が構成団体の自己水源比率低下につながってきています。各構成団体は、余っている水に苦勞して、水の調整を行っています。それらの水道事業を保護・育成することが水道企業団の一方での役割なのに、各構成団体の持続可能な水道システムの構築を破壊することにつながっています。それは、構成団体に浄水場などの運営を縮小したことにより、自立力の維持や向上、及び精通した職員の確保が余裕がなくなり、福岡地区水道企業団へのさらに依存傾向を強めることにつながってきています。これは、水道事業を保護・育成しない状況であり、日本国憲法第25条の生存権の保障を脅かすものであり、水道法の理念とも違います。

3点目は、福岡地区水道企業団が「オオカミが来たぞ」という少年のように、2度にわたって苦しんだ経験を持つ住民に渴水を思い出させながら、ダム造り、海水淡水化センターの事業を正当化しようとして、水の販路を拡大してきています。これは先ほど述べたように、地方公営企業法の経営の基本原則にも反しています。

したがって、もうこれ以上必要性のない海水淡水化センターは廃止すべきだと思いますが、最後に企業長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 中村企業長。

○企業長（中村 貴久） 構成団体の皆様への用水供給料金の減免を行うべきではないかとのおたがしでございますが、冒頭の御挨拶でも触れさせていただきましたが、当企業団の使命は、安全で良質な水道用水を構成団体に安定的に供給することにあります。

構成団体への用水供給料金の減免につきましては、先ほど総務部長も答弁申し上げましたが、管路の耐震化など今後の施設整備への影響が懸念されるとともに、将来に大きな負担を残すおそれがあることから、用水供給料金の減免を行うことは考えておりません。

今後も引き続き、一層の経費の削減に努め、計画的、効率的な事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

次に、海水淡水化センターは廃止すべきとおたがしでございますが、海水淡水化センターにつきましては、構成団体の皆様に対し安定的に協定水量を供給するために必要な施設であり、令和元年度の渴水時におきましてもフル生産を一定期間行ったことは記憶に新しいところでございます。

近年、少雨と多雨の二極化が懸念される中、天候に左右されず、独自に運用が可能

な海水淡水化センターは、福岡都市圏にとって極めて重要な施設でございます。

今後とも、海水淡水化センターを含む施設の適正な維持更新を図り、福岡地区水道企業団の使命でございます協定水量の安定供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は明2日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時43分 散会

( 第 2 日 )

令和 3 年 2 月 2 日 ( 火 )

令和 3 年 第 1 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

2 月 2 日 午後 1 時 開 議

第 1 議案 第 1 号 ないし 議案 第 3 号

第 2 議案 議長 辞職 の 件

本日の 会議 に 付 した 事件

- 1 日程 第 1
- 2 日程 第 2
- 3 日程 追加 議長 の 選挙

出 席 議 員 ( 1 5 名 )

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	あき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	しん	すけ
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	や
10 番	高	原	良	視
11 番	江	頭	大	助
12 番	松	山	力	弥
13 番	牧	野	真	紀
14 番	江	上	隆	行
15 番	田	原	耕	一

欠 席 議 員 ( 0 名 )

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	曾 根 田 秀 明
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長 御 幡 弘 信  
書 記 一ノ瀬 明 子

午後 1 時 00 分 開議

○議長（伊藤 嘉人） これより本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 3 号、以上 3 件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。条例予算特別委員会委員長、藤本顕憲議員。

○条例予算特別委員会委員長（藤本 顕憲）登壇 ただいま議題となっております議案第 1 号ないし議案第 3 号について、条例予算特別委員会における、審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、2 月 1 日に設置され、その日の委員会において、正副委員長の互選を行い、本日付託を受けました 3 議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねました結果、議案第 1 号ないし議案第 3 号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で、特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

海水淡水化施設は、気候に左右されない水源であり、必要である。引き続き、コスト削減に努められたい。

海水淡水化施設は、コストが過大な施設であり、廃止されたい。

五ヶ山ダム上流部に埋設されている 2・4・5 T 系除草剤については、農林水産省に対して、撤去・無害化を強く要望されたい。

危機管理・災害対策については、議会と情報共有を図られたい。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 本案に対し討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

( 賛 成 者 挙 手 )

○議長（伊藤 嘉人） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議長辞職の件を議題といたします。

本件については、私の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、この際、退席し、副議長と議長席を交代いたします。

(議長 伊藤嘉人議員退席、副議長 田中しんすけ議員議長席に着席)

○副議長(田中 しんすけ) まず、その辞職願を事務局次長をして朗読いたさせます。

○事務局次長(御幡 弘信) 辞職願。私儀、今般、福岡地区水道企業団議会議長を辞職いたしたいので、御許可願います。令和3年2月2日 福岡地区水道企業団議会議長伊藤嘉人。福岡地区水道企業団議会副議長 田中しんすけ様。

○副議長(田中 しんすけ) お諮りいたします。伊藤嘉人議員の議長辞職を許可することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長(田中 しんすけ) 全員賛成であります。よって、伊藤嘉人議員の議長辞職を許可することに決しました。

(伊藤嘉人議員 議場に入る)

○副議長(田中 しんすけ) ただいま議長を辞職されました伊藤議員から挨拶したい旨の申出があります。この際、これを許します。伊藤嘉人議員。

○1番(伊藤 嘉人) 登壇 議長を退任するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の御推挙をいただき、第19代の議長を務め、大過なく職務を遂行させていただきましたことは、ひとえに皆様方のお力添えのたまものであると心から感謝を申し上げます。

在任中には、皆様と共に水源の開発や施設の耐震化・更新などに取り組み、企業団

---



---

最後の水源開発である五ヶ山ダムが運用を開始するなど、企業団の設立47年の歴史に一步を刻むことができたのではないかと考えております。

水は自然の恵みであるとともに、限りある資源でもあります。

これからも、福岡都市圏の住民の皆さんに、確実に水道用水が供給できるよう、企業団議員の一員として努力してまいりたいと存じます。

今後とも、皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、議長退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長(田中 しんすけ) ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中 しんすけ) 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中 しんすけ) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中 しんすけ) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。議長に高木勝利議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高木勝利議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(田中 しんすけ) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高木勝利議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高木議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、高木議員から挨拶がございます。

○議長(高木 勝利) 登壇 福岡市議会所属の高木勝利でございます。お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま福岡地区水道企業団議会第20代議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに、心から感謝を申し上げます。責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

当企業団は安全で良質な水道用水を福岡都市圏に安価に安定的に供給するという重大な責務を担っているところであり、私自身、誠心誠意、円滑なる議会運営に努めるとともに、議会の使命達成のために全力を尽くしてまいります。

水道用水供給開始から37年となる現在、当企業団においても、老朽化した施設の改良更新など課題がございますが、これからも皆様と共に頑張っている所存でございます。

最後になりますが、この2年間議長をお務めいただきました伊藤議員におかれましては、大変にお疲れさまでございました。

今後とも、議員の皆様のご温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。(拍手)

○副議長(田中 しんすけ) 高木議員、議長席にお着き願います。

(副議長 田中しんすけ議員退席、議長 高木勝利議員議長席に着席)

○議長(高木 勝利) 以上で今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第1回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後1時11分 閉会

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第1号ないし議案第3号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

令和3年2月2日

福岡地区水道企業団議会

議 長 伊 藤 嘉 人 様

条例予算特別委員会

委 員 長 藤 本 顕 憲

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 木 勝 利

前 議 長 伊 藤 嘉 人

副 議 長 田 中 しんすけ

議 員 藤 本 顕 憲

議 員 高 原 良 視